◎日・タイ経済協力推進会員規程

令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 協会が、技術移転と産業人材育成事業を通じ日本とタイの友好推進を図ることを目的に、日・タイ経済協力委員会の助言を得て協会が泰日経済技術振興協会(TPA)及び泰日工業大学(TNI)を通じて推進する協力事業(近隣諸国への協力事業含む。)及び、TPA及びTNIとの協力事業推進に必要な活動(TPA及びTNIとの連絡調整のための窓口機能など)に賛同し、会費を納入したものを日・タイ経済協力推進会員(以下、推進会員とする。)とする。

(推進会員の種類)

- 第2条 推進会員は以下の2種類とする。
 - 一 正会員
 - 二 準会員

(推進会員サービス)

第3条 推進会員(正会員)は日・タイ経済協力委員会にオブザーバーとして出席できるほか、 推進会員(正会員及び準会員)は理事長が別に定める会員サービスの機会の提供を受けること ができる。

(会費)

- 第4条 会費は年額とし、理事長が別に定める金額とする。
- 第5条 推進会員は、毎年原則6月末日までに納入するものとする。
- 2 新たに入会する推進会員は、当該年度の会費を、加入した月の末日までに納入するものとする。
- 第6条 推進会員が退会したときは、既に納入した会費は返還しないものとする。

(その他)

第7条 本規程により難い特別な事由が生じた場合は、理事長が別に定める。

附則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。(海外戦略G)